

山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

令和5年8月8日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和5年形広連条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 債権の額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項
（債権を放棄するまでの期間）

第3条 条例第7条第1項第3号の相当の期間は、1年とする。

(議会への報告)

第4条 条例第7条第2項の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の額
- (3) 債権の放棄の根拠となる条例の条項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

2 条例第7条第2項の規定による報告は、当該債権の放棄を行った日の属する年度に係る決算を認定に付する議会において行うものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。